

第百五十一号議案

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年十一月二十七日

提出者

江戸川区長 斉

藤

猛

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 第一条 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月江戸川区条例第三

十号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改め、
 同項ただし書中「百分の百七・五」を「百分の百十」に改め、同条第三項中
 「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の七十」を「百分の
 七十二・五」に、「百分の百七・五」を「百分の百十」に、「百分の六十一・
 二五」を「百分の六十三・七五」に改める。

第三十条第二項中「百分の百十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の百
 三十五」を「百分の百三十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百十七・五」
 を「百分の百二十」に、「百分の五十七・五」を「百分の六十」に、「百分の
 百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の六十六・二五」を「百分の
 六十八・七五」に改める。

別表第一を次のように改める。

第 1 5 1 号議案

別表第 1（第 6 条関係）
幼稚園教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	222,000	298,200	341,400	376,000
	2	223,800	300,200	343,200	378,600
	3	225,600	302,100	345,100	381,200
	4	227,700	303,800	347,000	383,800
	5	229,900	305,900	348,900	386,400
	6	231,800	307,700	350,600	389,000
	7	233,700	309,100	352,700	391,500
	8	235,500	310,500	354,500	393,900
	9	237,800	312,200	356,400	396,300
	10	239,700	313,800	358,300	398,200
	11	241,700	315,500	360,300	400,100
	12	244,000	317,100	362,100	402,000
	13	245,800	318,500	363,900	404,100
	14	247,600	320,200	365,600	406,000
	15	249,300	322,000	367,600	407,700
	16	250,700	323,400	369,600	409,700
	17	252,300	324,800	371,600	411,800
	18	253,900	327,100	374,000	413,600
	19	255,100	329,400	376,500	415,200
	20	256,800	331,700	379,000	416,600
	21	258,000	334,000	381,500	418,300
	22	259,000	335,500	383,100	419,800
	23	260,200	337,400	385,000	421,200
	24	261,300	339,300	386,900	422,400
	25	262,600	341,100	388,700	423,700
	26	263,300	342,900	390,300	425,000
	27	264,600	344,500	392,100	426,200
	28	265,800	346,000	393,700	427,400
	29	267,100	347,800	395,300	428,500
	30	268,500	349,300	396,900	429,400
	31	269,500	350,900	398,400	430,400
	32	271,000	352,400	399,900	431,400
	33	272,300	354,100	401,500	432,300
	34	273,700	355,700	402,900	433,100
	35	274,900	357,400	404,400	434,000
	36	276,400	359,200	405,400	434,700
	37	277,600	360,400	406,400	435,400
	38	279,000	361,900	407,600	436,200
	39	280,200	363,500	408,600	436,800
	40	281,600	365,000	409,400	437,600

定 年 前	41	283, 200	366, 000	410, 300	438, 400
	42	284, 400	367, 300	411, 200	439, 100
	43	286, 000	368, 600	412, 200	439, 900
	44	287, 500	369, 700	413, 000	440, 600
	45	289, 100	370, 700	413, 700	441, 300
	46	290, 600	371, 900	414, 300	441, 900
	47	292, 000	373, 100	415, 100	442, 600
	48	293, 500	374, 200	415, 800	443, 200
	49	294, 700	375, 300	416, 500	443, 600
	50	296, 200	376, 400	417, 100	444, 300
	51	297, 600	377, 400	417, 800	444, 900
	52	299, 000	378, 500	418, 600	445, 400
	53	300, 700	379, 500	419, 300	445, 900
	54	302, 000	380, 500	420, 100	446, 500
	55	303, 300	381, 300	420, 900	447, 000
	56	305, 000	382, 200	421, 600	447, 600
	57	306, 900	383, 000	422, 100	448, 200
	58	308, 800	383, 800	422, 800	448, 700
	59	310, 800	384, 600	423, 400	449, 300
	60	312, 700	385, 400	424, 100	449, 900
	61	314, 700	386, 100	424, 700	450, 400
	62	316, 200	386, 900	425, 300	450, 900
	63	318, 000	387, 700	425, 900	451, 400
	64	319, 700	388, 300	426, 500	452, 000
	65	321, 600	389, 100	427, 000	452, 400
	66	323, 100	389, 900	427, 500	452, 900
	67	324, 800	390, 500	428, 100	453, 400
	68	326, 300	391, 300	428, 700	453, 800
	69	328, 000	392, 100	429, 300	454, 300
	70	329, 600	392, 700	429, 800	454, 800
	71	331, 100	393, 400	430, 400	455, 300
	72	332, 600	394, 300	431, 000	455, 800
	73	334, 000	395, 100	431, 500	456, 200
	74	335, 500	395, 800	432, 100	456, 700
	75	337, 000	396, 400	432, 600	457, 200
	76	338, 600	397, 100	433, 200	457, 700
	77	340, 000	397, 700	433, 600	458, 100
	78	341, 400	398, 300	434, 100	458, 500
	79	342, 700	398, 800	434, 600	459, 000
	80	344, 000	399, 400	435, 100	459, 500

再任用短時間勤務職員以外の職員	81	345,300	400,000	435,500	460,000
	82	346,500	400,500	436,000	460,500
	83	347,700	401,100	436,500	461,000
	84	348,800	401,700	437,000	461,400
	85	350,000	402,300	437,400	461,900
	86	351,200	402,800	437,800	462,300
	87	352,500	403,300	438,300	462,700
	88	353,600	403,900	438,800	463,100
	89	354,700	404,400	439,300	463,400
	90	355,800	404,800	439,700	463,700
	91	357,000	405,400	440,200	464,100
	92	358,100	405,900	440,700	464,500
	93	359,100	406,400	441,100	464,900
	94	360,100	407,000	441,500	465,300
	95	361,000	407,500	441,900	465,700
	96	361,900	408,000	442,300	466,100
	97	362,900	408,400	442,700	466,400
	98	363,800	408,900	443,000	466,700
	99	364,600	409,400	443,400	467,100
	100	365,300	409,900	443,800	467,500
	101	366,000	410,400	444,200	467,900
	102	366,700	410,900	444,600	
	103	367,400	411,400	445,000	
	104	367,900	411,900	445,400	
	105	368,500	412,400	445,700	
	106	369,000	413,000	446,100	
	107	369,500	413,500	446,500	
	108	370,100	414,000	446,900	
	109	370,800	414,400	447,200	
	110	371,300	414,800	447,600	
	111	371,800	415,300	448,000	
	112	372,300	415,900	448,400	
	113	372,800	416,400	448,700	
	114	373,300	416,800		
	115	373,800	417,200		
	116	374,300	417,600		
	117	374,700	418,000		
	118	375,100	418,400		
	119	375,600	418,800		
	120	376,100	419,200		

121	376,600	419,600		
122	377,100	420,000		
123	377,600	420,400		
124	378,000	420,800		
125	378,400	421,200		
126	378,700	421,600		
127	379,100	422,000		
128	379,500	422,400		
129	379,800	422,700		
130	380,000			
131	380,400			
132	380,800			
133	381,300			
134	381,600			
135	382,000			
136	382,400			
137	382,800			
138	383,200			
139	383,600			
140	384,000			
141	384,300			
142	384,700			
143	385,100			
144	385,400			
145	385,900			
146	386,300			
147	386,700			
148	387,100			
149	387,500			
150	387,900			
151	388,300			
152	388,700			
153	389,100			
154	389,500			
155	389,900			
156	390,300			
157	390,700			
158	391,100			
159	391,500			
160	391,900			

第 1 5 1 号議案

	161	392,300			
	162	392,700			
	163	393,100			
	164	393,500			
	165	393,900			
	166	394,300			
	167	394,600			
	168	395,000			
	169	395,400			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 244,200	円 285,300	円 310,000	円 349,500

第二条 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同項ただし書中「百分の百十」を「百分の百八・七五」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の七十・二・五」を「百分の七十一・二五」に、「百分の百十」を「百分の百八・七五」に、「百分の六十三・七五」を「百分の六十二・五」に改める。

第三十条第二項中「百分の百二十」を「百分の百十八・七五」に、「百分の百三十七・五」を「百分の百三十六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百二十」を「百分の百十八・七五」に、「百分の百三十六・二五」に改め、同条第三項中「百分の百三十七・五」を「百分の百三十六・二五」に改める。

第三十一条第二項中「応じて」を「応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条中第三十一条第二項の改正規定は令和八年一月一日から、第二条中第二十七条第二項及び第三項並び

に第三十条第二項及び第三項の改正規定は同年四月一日から施行する。

2 第一条の規定（第二十七条第二項及び第三項並びに第三十条第二項及び第三項の改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第一条による改正後の条例」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

3 （令和七年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
令和七年四月一日から第一条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の
前日までの間において、同条の規定（第二十七条第二項及び第三項並びに第
三十条第二項及び第三項の改正規定を除く。）による改正前の幼稚園教育職員
の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに
給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受け
る号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」と
いう。）の定める職員の第一条による改正後の条例の規定による当該適用又は
異動の日における号給は、人事委員会が定める。

4 （施行日から令和八年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整）
施行日から令和八年三月三十一日までの間において、第一条による改正後の
条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属
する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日
における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規

定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

5 第一条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第一条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

6 付則第三項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（説明）

特別区人事委員会の勧告に基づき、幼稚園教育職員の給料表並びに期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を改定するほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。